

第 3 5 号議案

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 3 0 年八王子市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(衛生管理等) 第 3 1 条 (略) 2 (略) 3 介護医療院は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 1 2、第 9 条の 1 3、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3、 <u>臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 4 号）第 1 2 条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年厚生労働省令第 7 5 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 2 4 号）第 1 2 条の規定を準用する。この場合において、<u>医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項中「法第 1 5 条の 3 第 1 項第 2 号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設を除く。）</u></u>	(衛生管理等) 第 3 1 条 (略) 2 (略) 3 介護医療院は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 1 2、第 9 条の 1 3、別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3 の規定を準用する。この場合において、 <u>同令第 9 条の 8 第 1 項中「法第 1 5 条の 2 の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第 2 項中「法第 1 5 条の 2 の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第 9 条の 9 第 1 項中「法第 1 5 条の 2 の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第 9 条の 1 2 中「法第 1 5 条の 2 の規定による第 9 条の 7 に定める医療機器」とあるのは「<u>医薬品医療機器等法</u>第 2 条第 8 項に規定する特定保守管理医療機器」と、第 9 条の 1 3 中「法</u>

における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（八王子市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）第31条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設（施設告示第4号に定める施設に限る。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「条例第31条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「条例第31条第3項第3号の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「条例第31条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「条例第31条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「条例第31条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

(1)～(4) (略)

第15条の2の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

(1)～(4) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。